

第86期 定時株主総会 招集ご通知

開催日時

2025 年 6 月 26 日 (木曜日)
午前 10 時 (受付開始 午前 9 時)

開催場所

東京都品川区西五反田7丁目22番17号
TOCビル13階 特別ホール
(末尾の株主総会会場ご案内図をご参照ください。)

議決権行使期限

2025年6月25日 (水曜日) 午後 5 時45分

目 次

招集ご通知	1
株主総会参考書類	4
第1号議案 剰余金の処分の件	4
第2号議案 取締役5名選任の件	5
第3号議案 補欠監査役1名選任の件	10
第4号議案 退任取締役に対し退職慰労金贈呈の件	11
事業報告	12
計算書類	22
計算書類に係る会計監査報告	34
監査役会の監査報告	37

株式会社 大谷工業

証券コード：5939

2025年6月11日

株 主 各 位

東京都品川区西五反田7丁目23番1号

株式会社 大 谷 工 業

代表取締役社長 鈴木 和 也

第86期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜りありがたく厚くお礼申し上げます。

さて、当社第86期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

本株主総会の招集に際しては、株主総会参考書類等の内容である情報（電子提供措置事項）について電子提供措置をとっており、インターネット上の当社ウェブサイトに掲載しておりますので、以下のウェブサイトアクセスのうえ、ご確認くださいませようお願い申し上げます。

当社ウェブサイト <https://www.otanikogyo.com/>



（上記ウェブサイトアクセスいただき、メニューより「IR情報」「IRライブラリー」「株主総会」の順に選択いただき、ご確認ください。）

また、電子提供措置事項は、当社ウェブサイトのほか、東京証券取引所（東証）のウェブサイトにも掲載しておりますので、以下よりご確認ください。

東京証券取引所ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）

<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>



（上記の東証ウェブサイトアクセスいただき、「銘柄名（会社名）」に「大谷工業」又は「コード」に当社証券コード「5939」を入力・検索し、「基本情報」「縦覧書類/PR情報」を順に選択して、「縦覧書類」にある「株主総会招集通知/株主総会資料」欄よりご確認ください。）

なお、当日ご出席をされない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら株主総会参考書類をご検討のうえ、議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、2025年6月25日（水曜日）午後5時45分までに到着するようご返送いただきたくお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時	2025年6月26日（木曜日）午前10時
2. 場 所	東京都品川区西五反田7丁目22番17号 T O Cビル13階 特別ホール (末尾の株主総会会場ご案内図をご参照ください。)
3. 目的事項	報告事項 第86期（2024年4月1日から2025年3月31日まで）事業報告 及び計算書類の内容報告の件 決議事項 第1号議案 剰余金の処分の件 第2号議案 取締役5名選任の件 第3号議案 補欠監査役1名選任の件 第4号議案 退任取締役に対し退職慰労金贈呈の件
4. 招集にあたっての 決定事項 (議決権行使につ いてのご案内)	(1) 書面（郵送）により議決権を行使された場合の議決権行使書において、議案に対する賛否の表示がない場合は、賛成の表示があったものとしてお取り扱いいたします。 (2) 議決権の不統一行使をされる場合は、株主総会の日の3日前までに議決権の不統一行使を行う旨とその理由を書面により当社にご通知ください。

以 上

◎当日ご出席の際は、お手数ながら議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

◎ご来場にあたり、会場内でのサポートが必要な場合には、株主総会前日までにお電話でご連絡くださいますようお願い申し上げます。

連絡先：管理グループ総務チーム

電話 03-3494-3731（代表）（受付時間：土日祝日を除く9:00～15:00）

◎電子提供措置事項に修正が生じた場合は、前述の当社ウェブサイト及び東証ウェブサイトにおいて、その旨、修正前及び修正後の事項を掲載いたします。

◎会社法改正により、電子提供措置事項について前述の各ウェブサイトアクセスのうえ、ご確認いただくことを原則とし、基準日までに書面交付請求をいただいた株主様に限り、書面でお送りすることとなりましたが、本株主総会においては、書面交付請求の有無にかかわらず、一律に電子提供措置事項を記載した書面をお送りいたします。

株主総会参考書類

第 1 号議案

剰余金の処分の件

第86期の期末配当につきましては、当事業年度の業績並びに今後の事業展開等を勘案いたしまして、次のとおりといたしたいと存じます。

- (1) 配当財産の種類
金銭
- (2) 配当財産の割当てに関する事項及びその総額
当社普通株式 1 株につき金30.0円
総額 23,375,130円
- (3) 剰余金の配当が効力を生ずる日
2025年6月27日

第2号議案

取締役5名選任の件

本定時株主総会終結の時をもって、取締役全員（8名）の任期が満了いたします。当社におきましては、経営の意思決定・監督と業務執行の役割分担を明確にし、経営機能と執行機能を強化するため、執行役員制度を導入いたします。これに伴い、取締役3名を減員し、取締役5名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号

1

鈴木 和也

(1958年7月8日生)

略歴、当社における地位・担当（重要な兼職の状況）

1981年4月 当社入社
2011年3月 当社営業第一グループマネージャー
2013年6月 当社理事営業第一グループマネージャー
2015年6月 当社取締役営業推進担当兼営業推進グループマネージャー
2016年6月 当社取締役営業推進・開発担当兼営業推進グループマネージャー
2018年6月 当社代表取締役社長経営全般、監査・営業第一・営業第三・営業推進担当
2019年6月 当社代表取締役社長経営全般、監査・営業第一・営業推進担当
2023年12月 当社代表取締役社長経営全般、監査・営業第一・営業第二・営業推進・富山工場担当（現任）

所有する当社の株式数

1,600株

[取締役候補者とした理由]

営業部門の経験を長く有し、豊富な経験と実績、高い見識を有しております。当社が今後も持続的な成長を果たしていくために、その豊富な経験と知見が欠かせないことから引き続き取締役としての選任をお願いするものであります。

候補者番号

2

なか ぎわ ただ ひこ
中澤 忠彦

(1960年3月29日生)

略歴、当社における地位・担当（重要な兼職の状況）

1983年4月 当社入社
2016年6月 当社理事営業第一グループマネージャー
2018年8月 当社理事管理グループマネージャー
2019年6月 当社取締役管理・I R担当兼管理グループマネージャー
2023年6月 当社常務取締役管理・I R担当兼管理グループマネージャー
2024年3月 当社常務取締役管理・I R担当
2024年9月 当社常務取締役管理・I R担当兼管理グループマネージャー（現任）

所有する当社の株式数

2,500株

[取締役候補者とした理由]

営業部門・管理部門それぞれに精通し、豊富な経験と実績、高い見識を有しております。当社が今後も持続的な成長を果たしていくために、その豊富な経験と知見が欠かせないことから引き続き取締役として選任をお願いするものであります。

候補者番号

3

おお たに たく お
大谷 卓男

(1953年6月11日生)

略歴、当社における地位・担当（重要な兼職の状況）

1988年6月 (株)テーオーシー取締役
1993年6月 同社代表取締役社長（現任）
1995年6月 当社社外取締役（現任）
1995年6月 (株)ホテルニューオータニ（現(株)ニュー・オータニ）取締役（現任）
1998年7月 (株)テーオーリネンサプライ代表取締役会長（現任）
2000年10月 星製菓(株)代表取締役社長（現任）
2009年8月 (株)TOCディレクション代表取締役社長（現任）
2009年8月 (株)TOLコマーシャル・ディレクション（現(株)TOLCD）代表取締役会長（現任）
2018年5月 (株)テーオーシーサプライ代表取締役会長（現任）

所有する当社の株式数

1,800株

[社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要]

長年にわたる企業経営者としての豊富な経験と高い経営的見識を有しており、社外取締役として業務執行を行う経営陣から独立した立場で適切な監督・助言等をいただくこと、また、客観的・中立的立場で当社の役員候補者の選定や役員報酬等の決定についての関与・監督等、当社の経営に資することを期待し、引き続き社外取締役として選任をお願いするものであります。

候補者番号

4

さき やま
崎山

き よ し
喜代志

(1954年6月3日生)

略歴、当社における地位・担当（重要な兼職の状況）

1997年 9 月 (株)ホテルニューオータニ（現(株)ニュー・オータニ）宿泊部長
2005年 9 月 (株)ニューオータニ（現(株)ニュー・オータニ）
取締役ホテルニューオータニ大阪総支配人
2014年 3 月 (株)ニュー・オータニ取締役経営管理室担当
2015年 6 月 (株)T O L C D取締役（現任）
2015年 6 月 (株)ニュー・オータニ取締役（現任）
2016年 6 月 (株)テーオーシー執行役員秘書室長（現任）
2018年 6 月 当社社外取締役（現任）

所有する当社の株式数

— 株

[社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要]

長年にわたり経営管理業務に携わってきた経験から幅広い見識を有しており、社外取締役として独立した立場で適切な監督・助言等をいただくこと、また、客観的・中立的立場で当社の役員候補者の選定や役員報酬等の決定についての関与・監督等、当社の経営に資することを期待し、引き続き社外取締役として選任をお願いするものであります。

候補者番号

5

なが たに
長谷

しゅう じ
修嗣

(1947年7月25日生)

新任

略歴、当社における地位・担当（重要な兼職の状況）

1995年 9 月 (株)ホテルニューオータニ（現(株)ニュー・オータニ）経理部長
2002年 6 月 (株)ニューオータニ（現(株)ニュー・オータニ）グループ財務部長
2004年 6 月 (株)テーオーシー社外監査役
2023年 6 月 同社顧問（現任）

所有する当社の株式数

— 株

[社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要]

長年にわたり経理・財務業務に携わってきた経験や上場会社において社外監査役を務められた経験から幅広い見識を有しており、社外取締役として独立した立場で適切な監督・助言等をいただくこと、また、客観的・中立的立場で当社の役員候補者の選定や役員報酬等の決定についての関与・監督等、当社の経営に資することを期待し、社外取締役として選任をお願いするものであります。

- (注) 1. 各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
2. 大谷卓男氏、崎山喜代志氏及び長谷修嗣氏は、社外取締役候補者であります。
3. 大谷卓男氏及び崎山喜代志氏の当社の社外取締役としての在任期間は、本定時株主総会終結の時をもって大谷卓男氏が30年、崎山喜代志氏が7年となります。
4. 当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者がその地位に基づいて行った行為に起因して損害賠償請求された場合の法律上の損害賠償金及び訴訟費用を当該保険契約により補填することとしております。当該役員等賠償責任保険契約の被保険者は当社取締役及び当社監査役であり、すべての被保険者について、その保険料を全額当社が負担しております。各候補者は、当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。また、当該保険契約は次回更新時においても同内容での更新を予定しております。

【ご参考：株主総会後の取締役会のスキルマトリックス】

第2号議案が原案どおり承認可決された場合の取締役会のスキルマトリックスは以下のとおりとなります。

会 社 に お け る 地 位	氏 名	専 門 性 ・ 経 験						
		経営 全般	営業・ マーケテ ィング	研究 開発 ・生産	財務 ・会計	法務・ コンプラ イアンス	リスク マネジ メント	サステ ナビリ ティ
代表取締役 社 長	鈴 木 和 也	○	○	○			○	○
常務取締役	中 澤 忠 彦		○		○	○	○	○
社外取締役	大 谷 卓 男	○						
社外取締役	崎 山 喜代志	○						
社外取締役	長 谷 修 嗣	○			○	○		
常勤監査役	山 田 晴 彦				○	○		
社外監査役	稲 葉 弘 文	○			○	○		
社外監査役	羽 廣 元 和	○			○	○		

(注) 上記一覧表は、各人の有するすべての知見や経験を表すものではありません。

第3号議案

補欠監査役1名選任の件

法令に定める監査役の員数が欠けた場合においても監査業務の継続性を維持するため、補欠の社外監査役として1名を選任するものであります。

なお本議案の提出につきましては、監査役会の同意を得ております。

補欠の監査役候補者は次のとおりであります。

はら だ けん いち
原田 健一

(1958年2月28日生)

略歴、当社における地位（重要な兼職の状況）

2008年6月 株ニューオータニ（現株ニュー・オータニ）取締役ホテルニューオータニ幕張総支配人

2014年5月 同社取締役経営管理室担当

2014年6月 株オータニプランニング監査役（現任）

2014年6月 エイチアールティーニューオータニ株監査役（現任）

2014年6月 株ニュー・オータニ常勤監査役（現任）

所有する当社の株式数

— 株

[補欠社外監査役候補者とした理由]

これまでに培われた豊富な経験と幅広い見識を有しており、客観的な立場から当社の経営に関する助言及び監査を行っていただけるものと判断し、選任をお願いするものであります。

- (注) 1. 原田健一氏と当社との間には特別の利害関係はありません。
2. 原田健一氏は補欠の社外監査役候補者であります。
3. 当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者がその地位に基づいて行った行為に起因して損害賠償請求された場合の法律上の損害賠償金及び訴訟費用を当該保険契約により補填することとしております。当該役員等賠償責任保険契約の被保険者は当社取締役及び当社監査役であり、すべての被保険者について、その保険料を全額当社が負担しております。原田健一氏が監査役に就任した場合、同氏は当該保険契約の被保険者となる予定であります。また、当該保険契約は次回更新時においても同内容での更新を予定しております。

第4号議案

退任取締役に対し退職慰労金贈呈の件

2025年1月7日に逝去されました故代表取締役大谷和彦氏に対し、また、本定時株主総会終結の時をもって任期満了により取締役を退任されます芝崎安宏氏、津澤明彦氏、菊明雄氏及び竹内克彦氏に対し、それぞれ在任中の功労に報いるため、当社所定の基準に従い、相当額の範囲内で退職慰労金を贈呈いたしたく存じます。

なお、その具体的金額、贈呈の時期、方法等は、取締役会にご一任願いたいと存じます。

当社の退職慰労金は、役員退職慰労金内規に基づき算定し支給するものであるため、本議案の内容は相当なものであると考えております。

退任取締役の略歴は、次のとおりであります。

氏 名	略 歴
おおたに かずひこ 大谷 和彦	1975年 5月 当社取締役 1995年 6月 当社代表取締役会長 2007年10月 当社取締役会長 2018年 6月 当社代表取締役会長 2025年 1月 逝去
しばざき やすひろ 芝崎 安宏	2018年 6月 当社代表取締役副会長 現在に至る
つざわ あきひこ 津澤 明彦	2017年 6月 当社取締役 現在に至る
きく あき お 菊 明雄	2019年 6月 当社取締役 現在に至る
たけうち かつひこ 竹内 克彦	2017年 6月 当社取締役 現在に至る

以 上

事業報告

(2024年4月1日から
2025年3月31日まで)

I 会社の現況に関する事項

1. 事業の経過及び成果

当事業年度における我が国の経済は、雇用・所得環境の改善や各種政策の効果によって、緩やかな回復を支えることが期待されています。しかし、米国の通商政策の影響による景気の下振れリスクが高まっていることに加え、物価上昇の継続が消費者マインドの下振れ等を通じて個人消費に及ぼす影響なども、我が国の景気を下押しするリスクとなっております。また、金融資本市場の変動等の影響に一層注意する必要があります。当社の主要な取引先である電力業界は、再生可能エネルギーの導入拡大への対応や、送配電設備の老朽化対策など、必要な投資を確保しつつも、コスト効率化を図っていくことを目的としてレベニューキャップ制度（新託送料金制度）が導入されています。建設業界は、首都圏を中心とした再開発や物流倉庫、データセンターなどの需要は依然として高い状態ではありますが、建設コストの高騰や、人手不足、時間外労働規制といった懸念事項も表面化されてきております。

当社はこのような状況のなか、売上高は7,899百万円と前期比12百万円（0.2%）の減少となりました。利益面では、製造コストの見直しや、販売価格への転嫁を進めた結果、売上総利益は1,721百万円と前期比173百万円（11.2%）の増加、営業利益は473百万円と前期比52百万円（12.6%）の増加、経常利益は477百万円と前期比51百万円（12.1%）の増加となりました。また、当期純利益は369百万円と前期比34百万円（10.3%）の増加となりました。

セグメントの業績は、次のとおりであります。

(1) 電力通信部門

電力関連では、劣化電柱の建替えや、劣化設備の更改工事が好調でありました。通信関連では、光建設工事への投資は低調であったものの、支障移転工事や保守を中心として、共架柱建替えに伴う工事もあったため出荷量を確保することができました。鉄塔・鉄構では、依然として送電鉄塔の経年による建替え需要は高く、北陸地区では予測していた受注量には届かなかったものの、諸口取引先からの受注が増加したため、計画していた売上を達成することができました。

この結果、売上高は4,933百万円と前期比329百万円（7.1%）の増加、セグメント利益は776百万円と前期比74百万円（10.7%）の増加となりました。

(2) 建材部門

スタッド関連においては、建築物件の需要は多くあるものの、建設コストの高騰や人手不足等の懸念もあり、下期より大型物件の受注が無い状況ではありましたが、中小物件をコンスタントに受注することができました。免震関連においても、コスト高騰の影響等はあるものの、堅調に受注することができました。

この結果、売上高は2,966百万円と前期比341百万円（10.3%）の減少、セグメント利益は195百万円と前期比45百万円（30.4%）の増加となりました。

セグメント及び品目別売上状況

(単位 千円)

期 別 セグメント 及び品目		第85期 (2024年3月期)	第86期 (2025年3月期)	前期比
電力通信部門				%
	架線金物	3,265,331	3,459,809	6.0
	鉄塔・鉄構	1,266,152	1,386,767	9.5
	そ の 他	72,824	86,774	19.2
	計	4,604,308	4,933,352	7.1
建 材 部 門	ス タ ッ ド	2,847,609	2,558,621	△10.1
	免 震	348,525	274,879	△21.1
	そ の 他	111,103	132,567	19.3
	計	3,307,237	2,966,069	△10.3
	合 計	7,911,545	7,899,421	△0.2

2. 対処すべき課題

当社の主要取引先となる電力会社ではカーボンニュートラルへの取り組みとして送配電設備の強化が継続され、レベニューキャップ制度により設備投資が進められております。北陸地区においては「令和6年能登半島地震」により現地の復旧活動が行われている最中、地震から半年後の奥能登豪雨によりさらに被害を増大させた状況下でありました。当社として被災された地域への対応は最優先と認識し、インフラ復旧に向けて尽力することを使命として電力会社の要望に応えてまいります。

通信関連において情報通信は国際競争力が期待され、市場としてブロードバンド化・グローバル化の進展、メタバース、生成AI等の新たなテクノロジーの進展など、情報通信技術を活用した社会課題の解決への取り組みなどにより、従来の枠組みを超えた構造変化が進展しております。

建設業界の2025年度は我慢の年が継続するとされております。郊外の物流施設やデータセンター建設に期待はされるものの、需要予測は払拭できず、その回復も不透明とされております。

当社はこのような状況において、現在建設中であります富山呉羽工場が2026年度本格的な稼働を迎え、インフラ事業に携わる企業として電力業界においては設備保全需要に協力する所存であります。さらに電力業界での再エネ発電や通信業界での情報通信技術発展への対応、建設業界での生産性向上・省人化など、長期的トレンドを踏まえ業界課題の解決に寄与する付加価値の高い取り組みが必要となります。加えてサステナビリティへの対応の他、サプライチェーンマネジメントをはじめとした経営管理基盤の高度化への対応に取り組んでまいります。

3. 資金調達の状況
特に記載する事項はありません。
4. 設備投資等の状況
当事業年度は主に富山呉羽工場の建設費及び経常的設備の更新、補充を目的として374百万円の設備投資を行いました。
また、当事業年度において重要な設備の除却、売却等はありません。

5. 財産及び損益の状況の推移

期 別 区 分	第83期 (2022年3月期)	第84期 (2023年3月期)	第85期 (2024年3月期)	第86期(当期) (2025年3月期)
売 上 高 (千円)	6,408,310	7,189,414	7,911,545	7,899,421
経 常 利 益 (千円)	182,518	257,429	426,080	477,847
当 期 純 利 益 (千円)	126,995	173,875	334,571	369,163
1 株 当 た り 当 期 純 利 益 (円)	162.98	223.15	429.38	473.79
総 資 産 (千円)	5,487,236	6,228,190	7,189,471	7,564,398
純 資 産 (千円)	3,228,917	3,383,650	3,726,797	4,077,115

6. 重要な親会社及び子会社の状況
- (1) 親会社の状況
該当事項はありません。
- (2) 子会社の状況
該当事項はありません。
7. 主要な事業内容 (2025年3月31日現在)
- 電力通信部門：架線金物、鉄塔・鉄構、鉄構架台、鋳螺、フェンス等の製造・販売
建 材 部 門：建築用スタッド、免震ベースプレート等の製造・販売・施工
8. 主要な事業所 (2025年3月31日現在)
- (1) 本 社：東京都品川区西五反田7丁目23番1号
(2) 工 場：富山、鹿沼
(3) 営業所：名古屋、大阪

9. 従業員の状況（2025年3月31日現在）

従業員数	前期末比増減	平均年齢	平均勤続年数
181（18）名	4名増（1名減）	42.2歳	18.5年

（注）従業員数は就業人員であり、嘱託及び臨時雇用者は（ ）内に年間の平均人員を外数で記載しております。

10. 主要な借入先の状況（2025年3月31日現在）

借入先	借入金残高
	千円
(株) 三井住友銀行	20,000
(株) みずほ銀行	6,500
(株) 北陸銀行	431,500
(株) 三菱UFJ銀行	15,000

Ⅱ 会社の株式に関する事項（2025年3月31日現在）

- 発行可能株式総数 2,800,000株
- 発行済株式の総数 779,171株（自己株式829株を除く）
- 株主数 1,275名
- 大株主(上位10名)

株主名	持株数	持株比率
	株	%
(株) ニュー・オータニ	216,800	27.82
(株) エムアンドエーコーポレーション	77,400	9.93
(株) テーオーシーサプライ	55,000	7.05
大谷和彦	42,149	5.40
大谷鹿沼取引先持株会	30,800	3.95
大谷富山取引先持株会	26,300	3.37
(有) 大谷興産	18,000	2.31
(株) 北陸銀行	10,000	1.28
三菱UFJ信託銀行(株)	10,000	1.28
エイチアールティーニューオータニ(株)	10,000	1.28

（注）1. 持株比率は、自己株式（829株）を控除して計算しております。
2. 上記大株主の大谷和彦氏は、2025年1月7日に逝去されましたが、2025年3月31日現在の株主名簿上の名義で記載しております。

Ⅲ 会社役員に関する事項

1. 取締役及び監査役の状況（2025年3月31日現在）

会社における地位	氏 名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役副会長	芝 崎 安 宏	経営全般、渉外統括調整担当
代表取締役社長	鈴 木 和 也	経営全般、監査・営業第一・営業第二・営業推進・富山工場担当
常 務 取 締 役	中 澤 忠 彦	管理・ＩＲ担当 兼管理グループマネージャー
取 締 役	津 澤 明 彦	鹿沼工場・開発担当 兼鹿沼工場グループマネージャー
取 締 役	菊 明 雄	営業第三担当
取 締 役	竹 内 克 彦	顧客渉外担当
取 締 役	大 谷 卓 男	(株)テーオーシー代表取締役社長 (株)テーオーシーサプライ代表取締役会長
取 締 役	崎 山 喜 代 志	(株)ニュー・オータニ取締役 (株)テーオーシー執行役員秘書室長
常 勤 監 査 役	山 田 晴 彦	
監 査 役	稲 葉 弘 文	三陽エンジニアリング(株)代表取締役社長 (株)テーオーシー社外取締役
監 査 役	羽 廣 元 和	(株)ニュー・オータニ社外監査役 (株)テーオーシー顧問

- (注) 1. 取締役大谷卓男氏及び崎山喜代志氏は、社外取締役であります。
2. 監査役稲葉弘文氏及び羽廣元和氏は、社外監査役であります。
3. 監査役稲葉弘文氏は、東京証券取引所に独立役員として届け出ております。
4. 2025年1月7日、代表取締役会長大谷和彦氏が逝去により退任いたしました。なお、同氏の退任時における重要な兼職は、株式会社ニュー・オータニ代表取締役社長でありました。

2. 責任限定契約の内容の概要

当社は、会社法第427条第1項に基づき、当社定款において会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる旨を定めておりますが、現時点においては、各社外取締役及び各社外監査役との間で責任限定契約を締結しておりません。

3. 役員等賠償責任保険契約の内容の概要等

当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。当該保険契約の被保険者の範囲は当社のすべての取締役及び監査役であり、被保険者は保険料を負担しておりません。当該保険契約により被保険者が負担することになる、被保険者が会社の役員としての業務につき行った行為に起因して、保険期間中に被保険者に対して損害賠償請求がなされたことにより被保険者が被る損害を補填することとしております。ただし、被保険者が法令に違反することを認識しながら行った行為に起因する損害は補填されない等、一定の免責事由があります。

4. 取締役及び監査役の報酬等

(1) 当事業年度に係る報酬等の総額

区 分	報酬等の総額 (百万円)	対象となる役員の員数 (名)
取 締 役 (うち社外取締役)	140 (3)	9 (2)
監 査 役 (うち社外監査役)	9 (2)	3 (2)
合 計 (うち社外役員)	150 (6)	12 (4)

- (注) 1. 上記の報酬等の総額には、2025年1月7日に逝去により退任した取締役1名に対する報酬等が含まれております。
2. 上記の報酬等の総額には、当事業年度に計上した役員退職慰労引当金29百万円が含まれております。
3. 上記の報酬等の総額は基本報酬のみであり、業績連動報酬等及び非金銭報酬等は採用しておりません。

(2) 取締役及び監査役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項

取締役の金銭報酬の額は、1991年6月26日開催の第52期定時株主総会において月額1,500万円以内と決議しております（使用人兼取締役の使用人分給与は含まない）。当該株主総会終結時点の取締役の員数は、16名（うち、社外取締役は2名）であります。

監査役の金銭報酬の額は、1987年6月24日開催の第48期定時株主総会において月額140万円以内と決議しております。当該株主総会終結時点の監査役の員数は、2名であります。

(3) 役員報酬等の内容の決定に関する方針等

当社は、2021年2月9日開催の取締役会において、取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針を決議しております。

取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針の内容は次のとおりであります。

当社役員の報酬等の額または算定方法の決定に関する方針は、取締役の役位、経歴等、その責任に応じた基本報酬（月例）で構成されており、業務の執行状況等を総合的に勘案して決定しております。

この方針により、各取締役の業務目標の達成状況等を勘案、役員報酬について代表取締役社長鈴木和也氏が草案を作成し、株主総会で決議した報酬総額を限度額とした範囲内で独立役員が出席する取締役会において協議の上で、その配分を決定しております。

なお、当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等についても、独立役員が出席した取締役会において、報酬等の内容の決定方法及び決定された報酬等の内容が当該決定方針と整合していることを確認しており、同方針に沿うものであると判断しております。

5. 社外役員に関する事項

(1) 重要な兼職先である他の法人等と当社との関係

社外取締役大谷卓男氏は、(株)テーオーシーの代表取締役社長及び(株)テーオーシーサプライの代表取締役会長であります。なお、当社は(株)テーオーシーから事務所の一部を賃借しており、(株)テーオーシーサプライは発行済株式の総数（自己株式を除く）の7.05%を有する大株主であります。

社外取締役崎山喜代志氏は、(株)ニュー・オータニの取締役及び(株)テーオーシーの執行役員であります。なお、(株)ニュー・オータニは当社発行済株式の総数（自己株式を除く）の27.82％を有する大株主であります。

社外監査役稲葉弘文氏は、三陽エンジニアリング(株)の代表取締役社長及び(株)テーオーシーの社外取締役であります。三陽エンジニアリング(株)と当社との間に特別の関係はありません。

(株)テーオーシーと当社との関係は前述のとおりであります。

社外監査役羽廣元和氏は、(株)ニュー・オータニの社外監査役及び(株)テーオーシーの顧問であります。なお、各社と当社との関係は前述のとおりであります。

- (2) 会社又は会社の特定関係事業者の業務執行者又は役員（業務執行者であるものを除く）との親族関係

該当事項はありません。

- (3) 当事業年度における主な活動状況

区 分	氏 名	出席状況、発言状況及び 社外取締役に期待される役割に関して行った職務の概要
取 締 役	大 谷 卓 男	当事業年度に開催された取締役会13回のすべてに出席し、議事審議に必要な発言を適宜行っております。 企業経営者としての豊富な経験と高い経営的見識に基づき、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための適切な役割を果たしております。
取 締 役	崎 山 喜 代 志	当事業年度に開催された取締役会13回のうち12回に出席し、議事審議に必要な発言を適宜行っております。 経営管理に関する豊富な経験と幅広い見識に基づき、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための適切な役割を果たしております。
監 査 役	稲 葉 弘 文	当事業年度に開催された取締役会13回のすべてに、また監査役会13回のすべてに出席し、取締役の職務執行を常にモニタリングし、監査に関する重要事項の協議を行っております。 経営者としての豊富な経験と幅広い見識に基づき、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための適切な役割を果たしております。
監 査 役	羽 廣 元 和	当事業年度に開催された取締役会13回のすべてに、また監査役会13回のすべてに出席し、取締役の職務執行を常にモニタリングし、監査に関する重要事項の協議を行っております。 経営者としての豊富な経験と幅広い見識に基づき、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための適切な役割を果たしております。

Ⅳ 会計監査人の状況

1. 会計監査人の名称
有限責任監査法人トーマツ

2. 報酬等の額

	報 酬 等 の 額
当事業年度に係る報酬等の額	24百万円
当社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	24百万円

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬の額を明確に区別しておらず、実質的にも区分できませんので、当該事業年度に係る報酬等の額にはこれらの合算額を記載しております。
2. 監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠等が適切であるかどうかについて必要な検証を行った上で、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。

3. 非監査業務の内容

当社は会計監査人に対して、公認会計士法第2条第1項の監査証明業務以外の業務を委託しておりません。

4. 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

V 会社の体制及び方針

1. 取締役の業務が法令及び定款に適合することを確保するための体制
 - (1) 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
会社情報を適時・的確にディスクローズし、経営の透明性を高めてまいります。また、経営監視役として社外取締役がいる一方、監査制度も社外監査役及び監査法人による外部監査を受け万全を期します。
 - (2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
取締役の職務の執行に係る情報・文書の取扱いは当社社内規程に従い、適切に記録し、保存及び管理します。
 - (3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
内部監査部門がリスク管理活動を統括し、リスク管理に関する基本方針などを定めた「リスク管理規定」に基づきリスクの顕在化の未然防止並びに早期発見のための体制を整備します。
 - (4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
情報把握並びに意思決定を的確・迅速に行えるよう、常勤取締役並びに常勤監査役で構成する「常勤役員会」で情報を把握し、重要事項については審議を行った上で、「取締役会」において最終意思決定を行います。また、取締役会付議議案は取締役会規定に定められている付議基準に則り提出されます。
 - (5) 使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
社内に内部監査部門を設置し、「内部監査規定」に基づき計画的に内部監査を実施します。内部監査部門は監査役及び会計監査人と密接な連携を保ち効率的な内部監査を実施します。また、コンプライアンス・マニュアルを従業員に周知し、法令、定款並びに社会的規範の遵守を徹底します。
 - (6) 当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
情報の正確性、迅速性を確保できるフラットな体制を整備します。
 - (7) 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項
監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合には配置するものとし、監査役と十分に協議し決定いたします。
 - (8) 前号使用人の取締役からの独立性に関する事項
使用人の任命、異動及び専任性については、監査役と十分に協議し決定いたします。
 - (9) 取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制
取締役及び使用人は、監査役会の定めるところに従い、監査役から報告を求められたときは速やかに適切な報告を行わなければならないものとします。取締役及び使用人は、会社に著しい損害が発生するおそれのあるとき、違法又は不正な行為を発見したとき、その他監査役会に報告すべき事項が生じたときは、監査役又は監査役会に報告しなければならないものとします。当社は、監査役へ報告を行った取締役及び使用人に対し、当該報告を行ったことを理由として不利益な取り扱いを行うことを禁止し、その旨を取締役及び使用人に周知します。
 - (10) その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
監査役は代表取締役と定期的に会合を持ち、経営方針、会社が対処すべき課題、会社を取り巻くリスク、監査役監査の環境整備の状況、監査上の重要課題等について意見を交換するものとします。また、取締役会その他重要な会議への出席、会計監査人及び内部監査部門等との連

携により監査の実効性を確保します。監査役がその職務の執行について生ずる費用の前払又は償還等の請求をしたときは、当該監査役の職務の執行に必要でないと認められる場合を除き、速やかに処理をするものとします。

(1) 反社会的勢力の排除に向けた体制

コンプライアンス・マニュアルで法令遵守を掲げ、これに基づき反社会的勢力に対して一切の関係遮断をすることとします。対応部署は総務チームとし、特殊暴力防止対策協議会などの外部専門機関との協力体制を整備します。

2. 取締役の業務適正を確保するための体制の運用の状況

当事業年度における当社の業務の適正を確保するための運用状況の概要は、以下のとおりであります。

(1) コンプライアンスに対する取組みについて

「コンプライアンス・マニュアル」を制定し、すべての役職員が基本ルールに則って行動するよう周知徹底を図るとともに、内部統制監査によるモニタリングを通じ、法令及び定款違反の発生又は発生するおそれのある場合は、厳正な調査を行い、客観的な事実関係を見極め、適切な対応方法を選択し、再発防止を図っております。

(2) 職務執行の適正性及び効率的に行われることに対する取組みについて

毎月開催される常勤役員会で情報を把握し、重要事項については迅速に審議を行い、毎月1回開催の定例取締役会及び必要に応じて開催される臨時取締役会において、最終意思決定を行っております。取締役の業務執行に関する情報・文書の取扱いについては、文書帳票取扱規定等の社内規程に基づき、適切に記録し、保存及び管理を行っております。

(3) 損失の危険の管理に対する取組みについて

リスク管理の基本規程に基づき、リスク管理委員会を中核とする統合的なリスク管理体制を構築・整備し、当社に関わるリスクの認識、分析を行い、適切な対応を行っております。

(4) 監査役の監査が実効的に行われることに対する取組みについて

監査役は、代表取締役と年2回の定期会合において、経営方針、会社が対処すべき課題、会社を取り巻くリスク等について意見交換を行っております。また、毎月1回の定例取締役会及びその他重要な会議への出席、会計監査人及び内部監査部門との連携を密にして監査の実効性を高めております。

3. 株式会社の支配に関する基本方針

特記すべき事項はありません。

~~~~~  
(注) 本事業報告中の記載金額は表示単位未満の端数を切り捨てて表示しております。



## 貸借対照表

2025年3月31日現在

(単位 千円)

| 資 産 の 部   |           | 負 債 の 部      |           |
|-----------|-----------|--------------|-----------|
| 科 目       | 金 額       | 科 目          | 金 額       |
| 流動資産      | 5,754,258 | 流動負債         | 2,447,281 |
| 現金及び預金    | 1,910,888 | 支払手形         | 10,066    |
| 受取手形      | 93,552    | 電子記録債務       | 1,148,426 |
| 電子記録債権    | 417,342   | 買掛金          | 669,664   |
| 売掛金       | 1,359,745 | 短期借入金        | 48,000    |
| 契約資産      | 7,405     | 1年内返済予定長期借入金 | 50,000    |
| 商品及び製品    | 879,866   | リース債務        | 1,392     |
| 仕掛品       | 717,572   | 未払金          | 44,135    |
| 原材料及び貯蔵品  | 341,800   | 設備関係未払金      | 57,911    |
| 前払費用      | 22,854    | 未払費用         | 252,073   |
| その他       | 6,418     | 未払法人税等       | 82,490    |
| 貸倒引当金     | △3,188    | 未払消費税等       | 54,107    |
| 固定資産      | 1,810,139 | その他          | 29,013    |
| 有形固定資産    | 1,472,422 | 固定負債         | 1,040,002 |
| 建物        | 260,884   | 長期借入金        | 375,000   |
| 構築物       | 28,877    | リース債務        | 4,131     |
| 機械及び装置    | 250,527   | 退職給付引当金      | 485,003   |
| 車輛及び運搬具   | 3,108     | 役員退職慰労引当金    | 78,958    |
| 工具器具及び備品  | 30,361    | 預り保証金        | 90,934    |
| 土地        | 432,902   | 資産除去債務       | 5,975     |
| リース資産     | 5,021     | 負債合計         | 3,487,283 |
| 建設仮勘定     | 460,738   | 純資産の部        |           |
| 無形固定資産    | 27,285    | 株主資本         | 4,022,710 |
| ソフトウェア    | 7,625     | 資本金          | 655,200   |
| 電話加入権     | 1,972     | 資本剰余金        | 221,972   |
| ソフトウェア仮勘定 | 14,436    | 資本準備金        | 221,972   |
| その他       | 3,251     | 利益剰余金        | 3,148,125 |
| 投資その他の資産  | 310,431   | 利益準備金        | 5,280     |
| 投資有価証券    | 137,865   | その他利益剰余金     | 3,142,845 |
| 関係会社株式    | 10,500    | 繰越利益剰余金      | 3,142,845 |
| 出資金       | 3,871     | 自己株式         | △2,586    |
| 差入保証金     | 15,229    | 評価・換算差額等     | 54,404    |
| ゴルフ会員権等   | 17,163    | その他有価証券評価差額金 | 54,404    |
| 繰延税金資産    | 91,334    | 純資産合計        | 4,077,115 |
| その他       | 34,467    | 負債・純資産合計     | 7,564,398 |
| 資産合計      | 7,564,398 |              |           |

(注) 記載金額は千円未満の端数を切り捨てて表示しております。

# 損 益 計 算 書

(2024年 4 月 1 日から)  
(2025年 3 月31日まで)

(単位 千円)

| 科 目                   | 金 額     |           |
|-----------------------|---------|-----------|
|                       | 内 訳     | 合 計       |
| 売 上 高                 |         | 7,899,421 |
| 売 上 原 価               |         | 6,178,401 |
| 売 上 総 利 益             |         | 1,721,020 |
| 販 売 費 及 び 一 般 管 理 費   |         | 1,247,762 |
| 営 業 利 益               |         | 473,257   |
| 営 業 外 収 益             |         |           |
| 受 取 利 息 及 び 配 当 金     | 4,318   |           |
| 業 務 受 託 料             | 2,102   |           |
| そ の 他                 | 3,370   | 9,791     |
| 営 業 外 費 用             |         |           |
| 支 払 利 息               | 5,202   |           |
| そ の 他                 | 0       | 5,202     |
| 経 常 利 益               |         | 477,847   |
| 特 別 損 失               |         |           |
| 固 定 資 産 除 売 却 損       | 3,110   | 3,110     |
| 税 引 前 当 期 純 利 益       |         | 474,736   |
| 法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税 | 128,188 |           |
| 法 人 税 等 調 整 額         | △22,615 | 105,573   |
| 当 期 純 利 益             |         | 369,163   |

(注) 記載金額は千円未満の端数を切り捨てて表示しております。



株主資本等変動計算書

(2024年 4 月 1日から  
2025年 3 月31日まで)

(単位 千円)

| 項 目                         | 株 主 資 本 |            |            |               |                   |        |           |
|-----------------------------|---------|------------|------------|---------------|-------------------|--------|-----------|
|                             | 資本金     | 資本剰余金      | 利益剰余金      |               |                   | 自己株式   | 株主資本合計    |
|                             |         | 資 本<br>準備金 | 利 益<br>準備金 | その他利<br>益剰余金  | 利 益<br>剰余金<br>合 計 |        |           |
|                             |         |            |            | 繰越利益<br>剰 余 金 |                   |        |           |
| 2024年4月1日残高                 | 655,200 | 221,972    | 5,280      | 2,797,057     | 2,802,337         | △2,586 | 3,676,922 |
| 事業年度中の変動額                   |         |            |            |               |                   |        |           |
| 剰 余 金 の 配 当                 |         |            |            | △23,375       | △23,375           |        | △23,375   |
| 当 期 純 利 益                   |         |            |            | 369,163       | 369,163           |        | 369,163   |
| 自 己 株 式 の 取 得               |         |            |            |               |                   |        | —         |
| 株主資本以外の項目の事業<br>年度中の変動額（純額） |         |            |            |               |                   |        |           |
| 事業年度中の変動額合計                 | —       | —          | —          | 345,788       | 345,788           | —      | 345,788   |
| 2025年3月31日残高                | 655,200 | 221,972    | 5,280      | 3,142,845     | 3,148,125         | △2,586 | 4,022,710 |

| 項 目                         | 評価・換算差額等                   |                        | 純資産合計     |
|-----------------------------|----------------------------|------------------------|-----------|
|                             | そ の 他 有 価 証 券<br>評 価 差 額 金 | 評 価 ・ 換 算<br>差 額 等 合 計 |           |
| 2024年 4 月 1 日残高             | 49,874                     | 49,874                 | 3,726,797 |
| 事業年度中の変動額                   |                            |                        |           |
| 剰 余 金 の 配 当                 |                            |                        | △23,375   |
| 当 期 純 利 益                   |                            |                        | 369,163   |
| 自 己 株 式 の 取 得               |                            |                        | —         |
| 株主資本以外の項目の事業<br>年度中の変動額（純額） | 4,530                      | 4,530                  | 4,530     |
| 事業年度中の変動額合計                 | 4,530                      | 4,530                  | 350,318   |
| 2025年 3 月31日残高              | 54,404                     | 54,404                 | 4,077,115 |

(注) 記載金額は千円未満の端数を切り捨てて表示しております。

## (重要な会計方針)

### 1. 資産の評価基準及び評価方法

#### (1) 有価証券の評価基準及び評価方法

その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの

決算末日の市場価格等に基づく時価法

(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)

市場価格のない株式等

移動平均法による原価法

#### (2) 棚卸資産の評価基準及び評価方法

商品及び製品、仕掛品

総平均法による原価法 (貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切下げの方法により算定)

原材料及び貯蔵品

移動平均法による原価法 (貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切下げの方法により算定)

### 2. 固定資産の減価償却の方法

#### (1) 有形固定資産 (リース資産を除く)

定率法 (ただし、1998年4月1日以降に取得した建物 (附属設備を除く) 並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については定額法)

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建 物 7～38年

機械及び装置 7～10年

#### (2) 無形固定資産 (リース資産を除く)

自社利用ソフトウェアについては、社内における利用可能期間 (5年) に基づく定額法

#### (3) リース資産

所有権移転ファイナンス・リース取引に係るリース資産

自己所有の固定資産に適用する減価償却方法と同一の方法によっております。

なお、所有権移転ファイナンス・リース取引に係る固定資産は、リース資産として区分せず、有形固定資産に属する各科目に含める方法を採用しております。

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法

### 3. 引当金の計上基準

#### (1) 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権につきましては個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

#### (2) 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務の見込額に基づき計上しております。

(3) 役員退職慰労引当金

役員退職慰労金の支出に備えるため、内規に基づく期末要支給額を計上しております。

4. 収益及び費用の計上基準

(1) 電力通信部門

電力通信部門では、架線金物、鉄塔・鉄構の製造及び販売を主な事業として取り組んでおります。これらの商品又は製品の販売については、顧客との販売契約に基づいて商品又は製品を引き渡す履行義務を負っております。当該契約について、履行義務は、商品又は製品を引き渡す一時点において、顧客が当該商品又は製品に対する支配を獲得して充足されると判断し、引き渡し時点で収益を認識しております。ただし、国内の販売については、出荷時から当該商品又は製品の支配が顧客に移転される時までの期間が通常の期間であるため、出荷時点で収益を認識しております。

(2) 建材部門

建材部門では、建築用スタッド、免震ベースプレートの製造、販売及び施工付き販売を主な事業として取り組んでおります。

建築用スタッド、免震ベースプレートの製造、販売事業においては、これらの商品又は製品の販売について、顧客との販売契約に基づいて商品又は製品を引き渡す履行義務を負っております。当該契約について、当該履行義務は、商品又は製品を引き渡す一時点において、顧客が当該商品又は製品に対する支配を獲得して充足されると判断し、引き渡し時点で収益を認識しております。ただし、国内の販売については、出荷時から当該商品又は製品の支配が顧客に移転される時までの期間が通常の期間であるため、出荷時点で収益を認識しております。

また、建築用スタッド、免震用ベースプレートの施工付き販売においては、顧客との工事請負契約に基づいて製品の施工を行う履行義務を負っております。当該契約について、履行義務は、一定の期間にわたり充足されると判断し、履行義務の充足の進捗度に応じて収益を認識しております。なお、変動対価に該当するものとして、一部契約において、受注金額を超える売上高を計上しており、当該売上高は、契約範囲の変更が合意されているものの、対価が未確定であり、変更部分に対応する対価が変動する可能性があります。

### (会計上の見積りに関する注記)

施工付きスタッド販売における変動対価（当事業年度末時点で対価が未確定の売上高）

(1) 当事業年度の計算書類に計上した金額

売上高 6,445千円

(2) 会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報

建材部門の施工付きスタッド販売において、受注金額を超える売上高を計上しており、当該売上高は、契約範囲の変更が合意されているものの、対価が未確定であり、変更部分に対応する対価が変動する可能性があります。

当該対価は、予め合意している単価を基礎として顧客との協議により決定されますが、その決定に際しては受注金額超過の要因が客先に精査されるため、当該変動対価の額に関する不確実性の影響を見積る必要があります。

当該変動対価の額に関する不確実性の影響の見積りにおける主要な仮定は、価格交渉の成否の予測であり、当該予測は過去の実績や顧客との協議の状況に基づいております。

このため、当該変動対価の見積りを変更する場合、売上高の計上額が変動する可能性があります。

### (貸借対照表に関する注記)

1. 担保に供している資産及び担保に係る債務

(1) 担保に供している資産

|        |           |
|--------|-----------|
| 建物     | 7,450千円   |
| 土地     | 172,739千円 |
| 計      | 180,190千円 |
| 工場財団   |           |
| 建物     | 240,737千円 |
| 構築物    | 28,661千円  |
| 機械及び装置 | 249,999千円 |
| 土地     | 50,957千円  |
| 計      | 570,355千円 |
| 合計     | 750,545千円 |

(2) 担保に係る債務

|       |          |
|-------|----------|
| 短期借入金 | 33,000千円 |
| 計     | 33,000千円 |

2. 有形固定資産の減価償却累計額 4,246,133千円

3. 流動負債「その他」のうち、契約負債の金額は以下のとおりであります。

契約負債 450千円

## (株主資本等変動計算書に関する注記)

## 1. 発行済株式及び自己株式に関する事項

| 株式の種類   | 当事業年度期首 | 増加 | 減少 | 当事業年度末  |
|---------|---------|----|----|---------|
| 発行済株式   |         |    |    |         |
| 普通株式(株) | 780,000 | —  | —  | 780,000 |
| 自己株式    |         |    |    |         |
| 普通株式(株) | 829     | —  | —  | 829     |

## 2. 配当に関する事項

## (1) 配当金支払額

| 決 議                      | 株式の<br>種 類 | 配 当<br>原 資 | 配 当 金<br>の 総 額 | 1 株当たり<br>配当額 | 基準日            | 効 力<br>発生日     |
|--------------------------|------------|------------|----------------|---------------|----------------|----------------|
| 2024年<br>6月26日<br>定時株主総会 | 普通株式       | 利益剰余金      | 23,375千円       | 30.0円         | 2024年<br>3月31日 | 2024年<br>6月27日 |

## (2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌期となるもの

| 決議予定                     | 株式の<br>種 類 | 配 当<br>原 資 | 配 当 金<br>の 総 額 | 1 株当たり<br>配当額 | 基準日            | 効 力<br>発生日     |
|--------------------------|------------|------------|----------------|---------------|----------------|----------------|
| 2025年<br>6月26日<br>定時株主総会 | 普通株式       | 利益剰余金      | 23,375千円       | 30.0円         | 2025年<br>3月31日 | 2025年<br>6月27日 |

## (税効果会計に関する注記)

### 1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生 の主な原因別の内訳

#### 繰延税金資産

|           |            |
|-----------|------------|
| 棚卸資産評価損   | 8,716千円    |
| 未払事業税     | 7,176千円    |
| 未払賞与      | 45,832千円   |
| 未払社会保険料   | 7,604千円    |
| 減損損失      | 50,888千円   |
| 退職給付引当金   | 152,235千円  |
| 役員退職慰労引当金 | 24,550千円   |
| 投資有価証券評価損 | 4,886千円    |
| ゴルフ会員権評価損 | 945千円      |
| その他       | 15,142千円   |
| 繰延税金資産小計  | 317,978千円  |
| 評価性引当額    | △203,175千円 |
| 繰延税金資産合計  | 114,802千円  |

#### 繰延税金負債

|              |           |
|--------------|-----------|
| その他有価証券評価差額金 | △23,467千円 |
| 繰延税金負債合計     | △23,467千円 |
| 繰延税金資産の純額    | 91,334千円  |

### 2. 法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正

「所得税法等の一部を改正する法律」(令和7年法律第13号)が2025年3月31日に国会で成立したことに伴い、2026年4月1日以降開始する事業年度より、「防衛特別法人税」の課税が行われることになりました。

これに伴い、2026年4月1日に開始する事業年度以降に解消が見込まれる一時差異に係る繰延税金資産及び繰延税金負債については、法定実効税率を30.62%から31.52%に変更し計算しております。

この税率変更による当事業年度の計算書類に与える影響は軽微であります。

**(金融商品に関する注記)****1. 金融商品の状況に関する事項****(1) 金融商品に対する取組方針**

当社は、資金運用については短期的な預金等に限定し、また、資金調達については銀行借入による方針です。

**(2) 金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制**

営業債権である受取手形、電子記録債権及び売掛金に係る信用リスクは、当社の営業販売管理規定に従い、取引先ごとの期日管理及び残高管理を行うとともに、主な取引先の信用状況を毎期見直しております。

投資有価証券は市場価格の変動リスクに晒されていますが、主に業務上の関係を有する企業の株式であり、上場株式については四半期ごとに時価の把握を行っております。

営業債務である支払手形、電子記録債務及び買掛金は、1年以内の支払期日です。短期借入金及び設備関係未払金は、主に運転資金と設備投資に必要な資金の調達を目的としたものであります。長期借入金は、工場建設に伴う資金調達であり、返済期日は決算日後、最長で8年6ヶ月後であります。

**2. 金融商品の時価等に関する事項**

2025年3月31日（当事業年度の決算日）における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりです。なお、市場価格のない株式等（貸借対照表計上額11,604千円）は、「その他有価証券」には含めておりません。また、現金は注記を省略しており、預金、受取手形、電子記録債権、売掛金、支払手形、電子記録債務、買掛金、短期借入金、未払法人税等、未払消費税等は短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似することから、注記を省略しております。

(単位 千円)

|               | 貸借対照表計上額  | 時 価       | 差 額     |
|---------------|-----------|-----------|---------|
| (1) 投資有価証券    |           |           |         |
| その他有価証券       | 126,261   | 126,261   | —       |
| (2) 長期借入金（※2） | (425,000) | (410,538) | △14,461 |
| (3) 預り保証金     | (90,934)  | (85,783)  | △5,150  |

※1 負債に計上されているものについては、（ ）で示しております。

※2 1年内返済予定の長期借入金を含めております。

### 3. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：同一の資産又は負債の活発な市場における（無調整の）相場価格により算定した時価

レベル2の時価：レベル1のインプット以外の直接又は間接的に観察可能なインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：重要な観察できないインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

#### (1) 時価をもって貸借対照表計上額とする金融資産及び金融負債

(単位 千円)

| 区 分               | 時 価     |      |      |
|-------------------|---------|------|------|
|                   | レベル1    | レベル2 | レベル3 |
| 投資有価証券<br>その他有価証券 | 126,261 | —    | —    |

#### (2) 時価をもって貸借対照表計上額としない金融資産及び金融負債

(単位 千円)

| 区 分   | 時 価  |         |      |
|-------|------|---------|------|
|       | レベル1 | レベル2    | レベル3 |
| 長期借入金 | —    | 410,538 | —    |
| 預り保証金 | —    | 85,783  | —    |

(注) 時価の算定に用いた評価技法及びインプットの説明

##### 投資有価証券

上場株式は相場価格を用いて評価しております。上場株式は活発な市場で取引されているため、その時価をレベル1の時価に分類しております。

##### 長期借入金

これらの時価は、元利金の合計額を、新規に同様の借入を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

##### 預り保証金

これらの時価は、一定の期間ごとに区分した債務ごとに、その将来キャッシュ・フローと、返済期日までの期間及び信用リスクを加味した利率を基に割引現在価値法により算定しており、レベル2の時価に分類しております。



**(賃貸等不動産に関する注記)**

## 1. 賃貸等不動産の状況に関する事項

当社は、千葉県において、遊休不動産（土地）を有しております。

## 2. 賃貸等不動産の時価に関する事項

当該賃貸等不動産の貸借対照表計上額及び時価は、次のとおりであります。

(単位 千円)

| 貸借対照表計上額 | 時 価     |
|----------|---------|
| 109,025  | 113,025 |

(注) 1. 貸借対照表計上額は、取得原価から減価償却累計額及び減損損失累計額を控除した金額であります。

2. 当事業年度末の時価は、主として「不動産鑑定評価基準」に類似した方法に基づいて算定した金額であります。

**(収益認識に関する注記)**

## 1. 収益の分解

(単位 千円)

|                 | 電力通信部門    |           |        |           | 建材部門      |         |         |           | 合 計       |
|-----------------|-----------|-----------|--------|-----------|-----------|---------|---------|-----------|-----------|
|                 | 架線金物      | 鉄塔・<br>鉄構 | その他    | 計         | スタッド      | 免震      | その他     | 計         |           |
| 一時点で認識する収益      | 3,459,809 | 1,386,767 | 86,774 | 4,933,352 | 2,160,864 | 162,139 | 63,449  | 2,386,452 | 7,319,805 |
| 一定期間にわたって認識する収益 | —         | —         | —      | —         | 397,757   | 112,740 | 69,117  | 579,616   | 579,616   |
| 顧客との契約から生じる収益   | 3,459,809 | 1,386,767 | 86,774 | 4,933,352 | 2,558,621 | 274,879 | 132,567 | 2,966,069 | 7,899,421 |
| その他の収益          | —         | —         | —      | —         | —         | —       | —       | —         | —         |
| 外部顧客への売上高       | 3,459,809 | 1,386,767 | 86,774 | 4,933,352 | 2,558,621 | 274,879 | 132,567 | 2,966,069 | 7,899,421 |

## 2. 収益を理解するための基礎となる情報

「重要な会計方針」の「収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

3. 顧客との契約に基づく履行義務の充足と当該契約から生じるキャッシュ・フローとの関係並びに当事業年度末において存在する顧客との契約から翌事業年度以降に認識すると見込まれる収益の金額及び時期に関する情報

残存履行義務に配分した取引価格

残存履行義務は、電力通信部門における架線金物、鉄塔・鉄構の製造及び販売事業、建材部門における建築用スタッド、免震ベースプレートの製造、販売及び施工付き販売事業のものであり、残存履行義務に配分した取引価格の総額及び収益の認識が見込まれる期間は、以下のとおりであります。

(単位 千円)

|         | 当事業年度     |         |
|---------|-----------|---------|
|         | 電力通信部門    | 建材部門    |
| 1年以内    | 858,133   | 603,376 |
| 1年超2年以内 | 177,577   | —       |
| 2年超3年以内 | 4,625     | —       |
| 合計      | 1,040,315 | 626,863 |

**(1株当たり情報に関する注記)**

1株当たり純資産額

5,232円 63銭

1株当たり当期純利益

473円 79銭

## 独立監査人の監査報告書

2025年5月12日

株式会社大谷工業  
取締役会 御中

有限責任監査法人 トーマツ  
東京事務所

指定有限責任社員  
業務執行社員  
指定有限責任社員  
業務執行社員

公認会計士 郷 右 近 隆 也  
公認会計士 松 井 洋 次

### 監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社大谷工業の2024年4月1日から2025年3月31日までの第86期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当

監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

#### 計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

#### 計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではない

が、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。

- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

### 監 査 報 告 書

当監査役会は、2024年4月1日から2025年3月31日までの第86期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

#### 1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
  - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。
  - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
  - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記）及びその附属明細書について検討いたしました。

## 2. 監査の結果

### (1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の遂行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

### (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

以 上

2025年5月12日

株式会社 大谷工業 監査役会

常勤監査役 山 田 晴 彦 ㊞

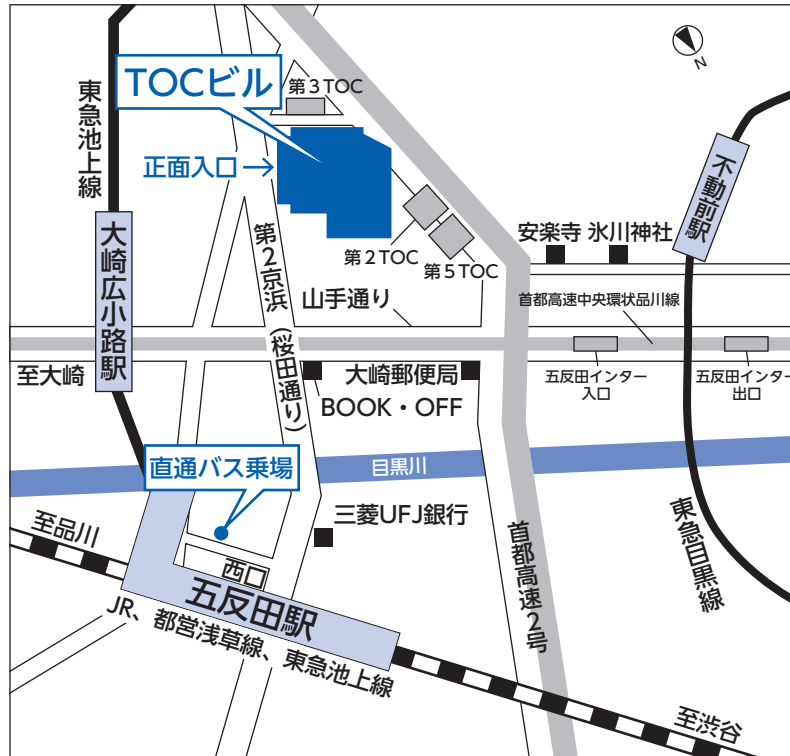
社外監査役 稲 葉 弘 文 ㊞

社外監査役 羽 廣 元 和 ㊞

以 上

# 株主総会会場ご案内図

東京都品川区西五反田7丁目22番17号  
TOCビル13階 特別ホール



J R 山手線五反田駅より徒歩 8 分  
都営地下鉄浅草線五反田駅より徒歩 8 分  
東急電鉄池上線大崎広小路駅より徒歩 5 分  
東急電鉄目黒線不動前駅より徒歩 8 分



見やすく読みまちがえにくい  
ユニバーサルデザインフォント  
を採用しています。